

権限移譲にかかる教職員の人事給与制度について（提案）

平成 28 年 10 月 11 日付けの提案のうち、次に掲げる事項について、その詳細な内容を下記のとおり提案する。

（参考）平成 28 年 10 月 11 日付け提案

【平成 30 年度からの実施を検討している事項】

1 新たなキャリアステージを設置

- ・ 小学校、中学校及び高等学校に新たな教諭の職を設置し、他の教職員への指導助言や首席等の補佐に従事
- ・ 上記の職については、教諭で一定の年限を経た者から平素の勤務状況等により選考
- ・ 首席・指導教諭については、原則、上記の職で一定の年限を経た者から書類・面接・平素の勤務状況等により選考

記

- 1 新たな教諭の職へ格付けを行う要件である「一定の年限を経た者」とは、教諭の級（新 2 級）の在級年数及び国公立の学校における教員としての経験年数につき、次表に掲げる年数のいずれをも満たした者とする。

区分	在級年数	経験年数
短大卒	6 年以上	10 年以上
大学卒		8 年以上
修士課程修了・博士課程修了		6 年以上

ただし、当面の間、新たな教諭の職へ格付けを行う予定日（以下「予定日」という。）現在に一定年齢以上の者は、上記年数にかかわらず、在級年数及び経験年数を短縮する経過措置を設ける。

- 2 新たな教諭の職について、その選考の要素である「平素の勤務状況等」とは、次に掲げる事項とする。

- ・ 予定日以前 2 年間の人事評価の結果*
*29 年度実施の選考については、予定日以前 1 年間の人事評価の結果
- ・ 予定日以前 1 年間の出退勤の状況
- ・ 予定日以前 1 年間の懲戒処分等の状況

なお、予定日現在に休職（長期自主研修休職を含む。）、勤務停止、育児休業、大学院修学休業、自己啓発休業、配偶者同行休業、海外日本人学校勤務、大学院キャリアアップ派遣研修受講及びステップアップ研修受講の者は、選考非該当とする。

- 3 首席・指導教諭へ格付けを行う要件である「一定の年限」とは、新たな教諭の職（新 3 級）に在級する一定の年数とし、具体的な年数は別途提案する。

ただし、当面の間、上記年数にかかわらず、経過措置を別に定める。

なお、「平素の勤務状況等」は、新たな教諭の職と同じとする。

- 4 上記の新たな級へ格付けを行う日は毎年 4 月 1 日とする。（平成 30 年 4 月 1 日から実施）